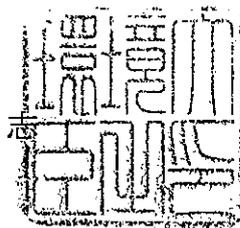




諮問 第 3 1 2 号
環水大土発第 110926001 号
平成 2 3 年 9 月 2 6 日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
細野豪志



農薬取締法第 3 条第 2 項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙 1 の農薬に関し、告示第 3 号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙 2 の農薬に関し、告示第 4 号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

5-エチル-6-オクチル [1, 2, 4] トリアゾロ [1, 5-a] ピリミジン-7-アミン (別名 アメトクトラジン)

エチル = (RS) -2- [4- (6-クロロキノキサリン-2-イルオキシ) フェノキシ] プロピオナート (別名 キザロホップエチル)

ビス [トリス (2-メチル-2-フェニルプロピル) -チン] オキサイド (別名 酸化フェンブタスズ)

デカン-1-オール (別名 デシルアルコール)

メチル = (E) -メトキシイミノ- {(E) - α - [1- (α , α , α -トリフルオロ-m-トリル) -エチリデンアミノオキシ] -o-トリル} アセテート (別名 トリフロキシストロビン)

ナトリウム = 2, 6-ビス (4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルオキシ) ベンゾエート (別名 ビスピリバックナトリウム塩)

2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N- (2-プロポキシエチル) アセトアニリド (別名 プレチラクロール)

N-ベンジル-1H-プリン-6-アミン (別名 ベンジルアミノプリン)

(別紙2)

シス-4-(エトキシカルボニルオキシ)-8-メトキシ-3-(2,5-キシリル)-1-アザスピロ[4.5]デカ-3-エン-2-オン(別名スピロテトラマト)

4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(p-トリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド(別名トルフェンピラド)

イソプロピル=2-(4-メトキシビフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート(別名ビフェナゼート)

(E)-4,5-ジヒドロ-6-メチル-4-(3-ピリジルメチレンアミノ)-1,2,4-トリアジン-3(2H)-オン(別名ピメトロジン)

2,6-ジクロロ-4-(3,3-ジクロロアリルオキシ)フェニル=3-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]プロピル=エーテル(別名ピリダリル)

メチル=[2-クロロ-5-[(E)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバマート(別名ピリベンカルブ)

N-sec-ブチル-4-tert-ブチル-2,6-ジニトロアニリン(別名ブトルアリン)



中環審第620号
平成23年9月26日

中央環境審議会土壤農薬部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基本



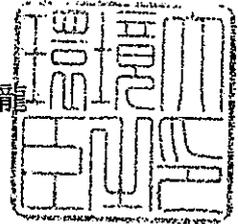
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について (付議)

平成23年9月26日付け諮問第312号、環水大土発第110926001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮 問 第 3 0 4 号
環水大土発第 1100616001 号
平成 2 3 年 6 月 1 6 日

中央環境審議会会長
鈴木基之殿

環境大臣
松本龍



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙2)

(抄)

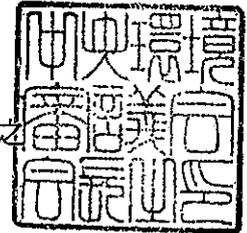
(E) $-N^1-$ [(6-クロロ-3-ピリジル) メチル] $-N^2-$ シアノ $-N^1-$ メチルア
セトアミジン (別名アセタミプリド)



中環審第605号
平成23年6月20日

中央環境審議会土壌農薬部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について (付議)

平成23年6月16日付け諮問第304号、環水大土発第1100616001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。